

第33回軽米町議会定例会

令和 4年 9月 7日 (水)

午前10時00分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

10番 山 本 幸 男 君

3番 江 刺 家 静 子 君

○出席議員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
8番	本田	秀	一	君	9番	細谷地	多	門	君
10番	山本	幸	男	君	11番	茶屋		隆	君
12番	松浦	満	雄	君					

○欠席議員（1名）

7番 大村 税 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	福島	貴浩	君	
会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長		日山	一則	君	
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君	
健康福祉課	総括課長	工藤		薫	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君	
地域整備課	総括課長	中村	勇雄	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福島	貴浩	君	
水道事業所	長	中村	勇雄	君	
教育委員会	教育長	小林	昌治	君	
教育委員会事務局	総括次長	長瀬	設男	君	
選挙管理委員会	事務局長	福島	貴浩	君	
農業委員会	事務局長	江刺家	雅弘	君	
監査委員		西山	隆介	君	
監査委員会	事務局長	関向	孝行	君	

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向	孝行	君
議会事務局	主事	竹林	亜里	君
議会事務局	主事	松坂	俊也	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、大村税君から本日欠席する旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって10番、山本幸男君、3番、江刺家静子君の2人とします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇10番 山本幸男 議員

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） おはようございます。10番、山本幸男です。

軽米町が岩手県を提訴した一件、再考する考えはないかというのが私の質問の趣旨であります。

現在建築中のかるまい交流駅（仮称）、場所は前の前の軽米病院の跡地から医療廃棄物、県立軽米病院の名前入りの体温計、注射器等が多数出土したこと、周辺の土壌より鉛成分が出たことなどから多額の処分費がかかり、県へ要望していたところ解決せず、町は裁判による解決策を選択したと、私はそういう認識をしております。

裁判、提訴等の案件は、また弁護士費用等の案件もであります。今回は400万円、議会の議決事項でありますので、7月7日臨時議会を招集いたしまして、賛成多数で可決されました。

それを受けて町長は、8月8日盛岡地裁に提訴、軽米町が岩手県をというふうにテレビ等でも放映され、私もたまたま見せてもらいました。新聞各社、大きく取り

上げたところでございます。テレビの町長の会見、苦渋の選択、議会での説明理解しますが、裁判による解決は私はなじまないというように、一貫して町長に、粘り強い交渉による解決策を頑張ってはどうかということで提言し、反対もしてまいりました。

裁判には結果としてプラス面が生まれないと、私は今でもそう思っております。したがって、裁判による解決方法を捨てて再考する考え方がないか、提訴を取り下げ、粘り強い交渉による解決策に転換してはどうかと提案したいと思いますが、いかがですか。

具体的にその理由について述べたいと思います。町は、提訴の前に、昨年岩手県に対して要望書を提出いたしました。私の知る範囲では、町長の説明の記事となった記者会見あるいはその記事による各社の新聞の報道等総合的に検索するところ、県の対応は、県が対応しなければならない法的な根拠は何ですかという1点、それから廃棄物の量について示してほしいという1点、この2つの件について町はどのように対応しているだろうかなど、厳しいのではないかなど私は思うからであります。

法的な根拠を示してほしいというものに対しては、この案件、事件は、当時の県立軽米病院は昭和44年に移転しております。場所は旧軽米小学校のグラウンド、ここは校舎ですから、上のグラウンドに移転しております。昭和44年といいますと、ちょうど私の家でいえば男の子、長男がちょうど昭和44年に生まれましたので、今53か54、五十数年の前の話であります。その当時は、清掃法にもそれを取り締まる規定がなかった、それから廃棄物処理法等も制定されていなかったというように私は、別に調べたわけではありませんが、そのように仄聞しております。したがって、それらを見ますと、根拠になるものがない中で裁判というのは厳しいのではないかと思われる。

それから、量はどうかということへの対応は、現在正直、建築のためにその注射器とか体温計、何点かはあるかもしれませんが、大方は多分処分、廃棄、焼却等なされて物的証拠になる量を点検するものがないというのは、大変と裁判というような形では厳しいのではないか、あるいは時間がかかる。時間がかかるということは、裁判に金がかかるということになっていくような感じがいたします。

しからば、現在は裁判中、弁護士費用400万円ですが、長くなることが数千万円というふうな形になる可能性もあるのではないか。そんな面では長期化が必ず予測される点から考えても、私は裁判というのはなじまない。町民にとってプラスの面がないと、そう理解するのですが、いかがですか。

県の話にも私は理があり、町の要求にも理があるとは思いますが、長くなることは……町と県というのは兄弟のような関係でございまして、同じ地方自治体でござ

います。共に力を携えて、県を通して様々な事業を、県の補助を受けて様々な仕事をということが今までの例でございますので、そんな面では友好的な関係が……崩れないとは思いますが、それはそれ、これはこれということにもいかないのではないかと、そういう危惧もいたしますので、私は裁判でなく、提訴を取り下げて和解、町が主張するおおよそ全額の解決金というのは私はもうスタートから無理というような感じもいたしますので、そういう転換を図る考え方がないかということを変更して質問したいと思います。

以上。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

最初に、提訴を再考する考えはないかについてお答えいたします。かるまい交流駅（仮称）であります。建設に伴い、体温計や薬の瓶をはじめとする町が撤去した大量の埋設廃棄物は、病院事業に関連または付随して生じた様々な廃棄物を埋設したものにほかならないと認められるため、県に原状回復義務があり、撤去等の費用をはじめ町が支払いを余儀なくされた各種の費用は、埋設行為に起因して生じた損害として原因者たる県が負担すべきものと判断し、請求に応じない県に対し提訴したものでありますので、現時点で再考する考えには及びません。

次に、出土した医療廃棄物等の撤去処分費用を県が負担する法的根拠がないとのことですが、町としましては県に対しまして民法第621条の規定による原状回復義務違反に基づく損害賠償請求、同法第702条の規定による管理者による費用の償還請求及び同法第709条の規定による不法行為に基づく損害賠償請求を提起しているものであり、法的根拠がないとは考えておりません。

また、裁判が長期化することにより裁判費用や弁護士費用が膨らみ危惧しているとのことですが、第1審に関し特別な事情が生じない限り支払い済みの弁護士委託料に追加費用が発生することは考えにくいとの回答を弁護士から得ているところでありますが、控訴審に進んだ場合の費用や具体的な内容や見通しにつきましては、県の動向と併せ、現在訴訟係属中でありますので答弁を控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、訴訟を取り下げ、県から最大の支援を受けて和解を選択することについてのご質問がありました。県との和解の可能性を否定するものではありませんが、費用負担に係る県の考え方は到底受け入れ難いため提訴しているものであり、県に最大の支援を得るには現状では全く期待できず、責任の所在も曖昧であることから、司法の立場から判断していただくことが適切であると考えておりますので、町として和解を提案することは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 答弁を聞きまして大変と残念だなど思っておりますので、関連して質問したいと思います。

提訴の考え方、提訴取下げには及びませんという残念な……考えてみますという答えが欲しかったなど、そう考えております。

再び質問いたしますが、町が考えている全額県において負担するというふうな金額は、普通私が考えても無理があるのではないか。五十数年前、法が定められていない時期でございます。当時は多分焼却、燃やして、穴を掘って処分するというような方法がどこの地区でも行われてきた、そういう時期だったと思います。したがって、全額県が負担しろというようなことは、私はいかがなものだろうかなど。

それから、県がどのぐらいの金額を提示して、町が提示した、期待する金額と差があるかというのは、私たちは全然知らされておりませんので分かりません。いずれ私は今でも提訴を取り下げて和解の方向で頑張ったほうがいいのではないかと期待しておりますので、併せて要望として申し上げておきたいと思っております。

それで、関連して質問しますが、産業廃棄物管理票、マニフェストというものがあまして、私は議会の控室のパソコンで検索していたところ、産業廃棄物の処理は排出業者の責任だと。となりますと、今回の場合は処理するのは医療機関、医療局といえますか、病院であると。医療機関が許可業者の中から選定して、契約して、マニフェストを作成して処理、処分、確認、そしてそのマニフェストは5年間まず持つておかなければならない。それに反すれば罰則が出ますよというような項目がマニフェストにあるわけですが、今回の場合は感染性医療廃棄物として処理はしなかった。どこがマニフェストを作ったのですか。ちょっと私はマニフェストを作るのは、今回は町が負担ではないか、処理の仕方が、というような疑問を持っていますが、それらについての検討、協議なされていますか。本来処分する計画を立てる、マニフェストをつくるのは町ではなかったのではないかというような疑問を持ちますが、その点はいかがですか。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

マニフェストは医療廃棄物だから医療機関で作成すべきものではなかったのか、そのことを検証したのかというようなご質問かと思いましたが、医療廃棄物が出た、町が県との協議をした上で、医療局と協議した上で、町が先行して廃棄物の撤去をしている。その後、精算する。町がそれで医療廃棄物を委託した業者

は専門の業者に委託してございます。この委託業者についても、医療局と確認して処理、あと撤去等をお願いしたものでございます。撤去した医療廃棄物につきましては、40リットルのプラスチックのポリに1個ずつ入れて、九戸のクリーンセンターに持って行って焼却処分してございます。九戸のクリーンセンターからもこういったものを処理してよろしいかというふうなものも当然伺いを取って処理してございますので、マニフェストの作成等について不備があったとか、そういうふうなことがあったというふうなことは、当局ではそういう認識はございません。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 質問、今回最後でございまして、理解できない点多々あります。

1つはマニフェストの関係ですが、県に先行して町がやったというような、それはどちらが先行するとか、しないとかでなく、排出業者が誰であるかというようなことから始まっていくわけですから、その処理の仕方は私は疑問がありますが、今後検討されたい。希望しておきたいと思います。

町長にお伺いします。町長は民法のことを言いますが、民法も正直私はそういう文言、項目を読んだことがありませんのでよく分かりませんが、民法というものの解釈に持っていきますと、またそれはそれなりに複雑で、1回で裁判が終わるといようなことにはならない。弁護士はその中で終わると言いますが、多分また結論が出て控訴、控訴で、最悪の場合は最高裁まで行くといようなことになりかねない。そういうことを語る上では私は、提訴取下げに及ばないという答弁から、全額といような形でなくても和解の方向を検討されたほうがいいのではないかなと、そう思います。

また、町長においてもマニフェストの関係については認識を持ってもらって、委員会等で質問いたしますので、答弁をお願いしたいと思います。コメントがあったら。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほど民法に対してのご質問と理解しながらご説明申し上げたいと思います。民法第702条というのは、これは管理者による費用の償還請求等でございます。管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対しその償還を請求することができるというふうなことであります。

それから、第650条第2項の規定は、管理者が本人のために有益な責務を負担した場合について準用するといようなことでございます。管理者が本人の意思に

反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前2項の規定を適用するというような、そういうふうなことであります。

それから、民法第709条というのは、不法行為による損害賠償というようにことで、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と、そういうふうな根拠の中で今、訴訟を起こしておりますので、こういったことが、こちらの主張が認められるよう私も町のトップとして全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇3番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移りたいと思います。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

3番、日本共産党、江刺家静子です。

まず最初に、選挙の投票率向上の取組について質問いたします。7月にあった参議院選挙の投票率は52.14%で、前回の選挙の49.11%よりも増加しましたが、投票率は年々下がってきています。18歳の選挙権が実現しましたが、投票率は、総務省の発表では、若い人は低く、高齢者の方が高いようです。令和3年の衆議院選挙では、10歳代が43.21%、20歳代が36.50%となっています。学校での主権者教育が必要と言われてきていますが、学校と地域との取組で、政治は自分たちの生活に深く関わりがあるのだとの認識を持ってもらうことも必要だと思います。

昨年の12月の議会のときに、軽米高校生が議会見学に来ました。そのときの感想は、自分の1票を大切にしなければならないと思った、また討論の内容を聞いて、農業への支援が大事だとか、いろんな感想が述べられました。この前は高校生でしたが、以前は小学生、中学生などの子ども議会などをやっていた頃もあります。またぜひそのような体験もできたらいいなと思います。

投票率ですが、投票所ごとに投票率に差があります。投票所の地理的な要因や投票会場をバリアフリーにするなど改善して、投票率向上に向けた取組が必要ではないかと思います。

例えば投票率ですが、町中心部の第9投票所、ここは軽米認定こども園です。あと、16投票所は中央公民館です。どちらの会場もブルーシートを敷くなどしてバリアフリーに気をつけてやっておりますが、やはりこども園のほうがいつも5%前後、中央公民館よりも投票率が低くなっています。こども園のほうの投票所は住宅

地からかなり遠いですし、前の軽米保育園だったところから移転して現在のこども園の場所に移って、さらに向川原とか萩田などからは遠くなっていると思います。

国政選挙で住民の半数が選挙権を行使していない状況に危機感を感じます。投票に行く人が少ないということは、自分を取り巻いている社会に関心も薄いということになるかと思います。

令和5年は統一地方選挙の年です。町長選挙、町議会議員選挙、それから県議会議員選挙などが続きます。投票率を上げる取組について必要かと思います。このことについて伺います。

まず1点目ですが、昨年の衆議院選挙と今年の参議院選挙の期日前投票の割合と投票しやすい環境づくりについて伺います。また、特に気をつけたことがあるか、伺います。また、期日前投票所を複数箇所にはできないか。これは、萩田に新しく町営住宅が建ちました。下新町とか上新町の住宅に入っている人たちも向こうに移転したわけです。向川原の住宅団地もやはり保育所からかなり遠い場所になってしまいました。期日前投票所を例えば中央公民館に設置すれば、役場まで上がってこなくてもいいし、買物に来たついでにそこに寄るということもできると思います。複数箇所にはできないか、伺います。

また、介護職や看護職の経験のある方も事務従事者に入れられないか。これは、その理由としては、例えば障がいのある方、耳が遠い方、いろんな方が来ます。そういう方は非常に緊張して来ますので、介護とか看護師の経験のある方がいると、対応の仕方も専門職としての対応ができるのではないかと思います。

それから、若者の投票率の向上のためには、土曜日、日曜日は高校生の立会人に従事してもらうというのはどうでしょうか。

次に2点目ですが、第9投票所、こども園ですけれども、先ほども言いましたように、蓮台野の旧軽米保育園から現在の門前地区になりますこども園へと移動しました。萩田地区や向川原から徒歩で行くには遠くなりました。高齢化している中で、役場1か所の期日前投票所だけでなく、移動式の期日前投票所も導入してはどうでしょうか。例えば萩田地区に行くと住宅がたくさんあります。そこで、テレビのニュースなんかで見ましたが、車で移動式の投票所というのを開設しておりました。いついつ行きますと言えば、少し投票する人が助かるのではないかと思います。

それから3点目ですが、投票所に慣れておくために、小中学生を連れて投票に来ることを勧めてはどうかということです。これは、あるどこかの市町村でやっていたのですが、小学生を連れてきたら何かプレゼントをするそうですが、投票所とはこういうふうになっていますよということは、高校生とか若い人たちはあまり行かないのですごく心配しています。投票所って何か行きにくい、入りにくいということを行いますので、子供のときから投票所に慣れておくということも必要ではない

かと思えます。

以上のことについて質問いたします。

○議長（松浦満雄君） 選挙管理委員会事務局長、福島貴浩君。

〔選挙管理委員会事務局長 福島貴浩君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（福島貴浩君） 江刺家議員の選挙の投票率向上の取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目の前回と今回の参議院の期日前投票割合と投票しやすい環境づくりについてお答えいたします。今回の参議院議員通常選挙の投票率は52.14%となり、前回の参議院選から3.03ポイント増加しております。うち、期日前投票が占めた割合は40.68%と、前回の参議院選の31.39%から約9.29ポイント増加しております。

投票しやすい環境づくりにつきましては、期日前投票の理由などを記入する宣誓書を入場券の裏面に印刷し、事前に記入を済ませてから期日前投票所に来られるよう見直しを行うなど利便性の向上と投票所内の混雑緩和を図ったほか、新型コロナウイルス感染症対策として筆記用具のこまめな消毒、スペースの拡張による投票所内のソーシャルディスタンスの確保またはアルコール消毒を設置するなど、町民の皆様が安心して投票できるよう投票環境の安全措置の向上を講じたところであります。

期日前投票所の増設につきましては、投票率向上の観点から、これまでの期日前投票の投票率の推移からも有効な方策と考えております。投票をネットワークで管理するシステムの構築や投票立会人などの人員の確保などが課題となっておりますが、期日を限定した形での開設など投票環境のさらなる向上や人口減少に伴う投票区再編の観点も踏まえながら検討したいと考えているところであります。

投票所における介護職や看護職の経験者の事務従事者につきましては、これまで同様の要望等を受けたことはなく、当方といたしましては専門配置までは必要ないものとの認識ではございますけれども、町民の皆様の要望等を踏まえながら、必要に応じて検討したいと考えております。

若者の投票率向上につきましては、二十歳のつどいで岩手県明るい選挙推進協議会からのメッセージの代読または高校3年生への選挙啓発冊子の配布などの取組を行っているところであります。

直近の衆議院選挙と参議院選挙の二十歳未満の投票率をしてみると、ほとんどが高校の在生学生と思われる18歳の段階では全体と同程度の投票率になっておりますが、進学、就職などで家庭を離れる19歳になると大幅に低下しております。それらの状況を踏まえながら、不在者投票制度や期日前投票制度のさらなる周知や若年層をはじめ全体的な投票率の向上を目指した啓発活動を検討する中で、高校生の

立会人としての選任について検討したいと考えております。

次に、移動期日前投票所の導入についてお答えいたします。期日前投票所の増設につきましては、先ほど投票環境のさらなる向上や人口減少に伴う投票区再編の観点も踏まえながら検討したい旨を答弁したところでございますが、移動期日前投票所の導入につきましてもその中で検討されるべき方策と考えているものでございます。

最後に、投票所に慣れておくために小学生を連れて投票に来ることを勧めてはどうかについては、公職選挙法において幼児、児童、生徒、その他の18歳未満の者は選挙人と一緒に入場することが認められておりますので、ご家族で投票所に足を運びやすくなるよう、選挙執行の際に広報等において周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。入場券の裏面に期日前投票の申請欄が印刷されたのはよかったなと思いました。

再質問ですけれども、今回私の知り合いの方が代理投票に来たときに、ちょっと障がいがある方なのですけれども、言葉をうまく発することができない。それで、この人を書いてもらいたいというので名前を書いた紙を持ってきたそうなのですけれども、出てきた方が、いろいろ聞かれて、こちらにどうぞとか、受付のこととか、もちろん入場券も持っていたのですが、そうしているうちにだんだん緊張してパニック状態になってきて、それで紙を持ってきたのもきゅうっと握ってしまって手の中に入って、それで指さしでもいいですからということでした。文字もあまりよく見えなかったみたいなのですが、指さしをして一応投票は済ませたということでした。

投票所のやり方では、例えばもうそこで分からなくなったら、一旦受け付けしたものを取り消して、戻ってもう一回来てでもいいですよというふうな方法もできるというふうにありました。

また、なぜ私が介護とか看護師の事務従事者も置いてほしいかというのと、その方々はあまり緊張しないように対応できるのではないかということのを期待して、置いてほしいということのを申し上げました。

それから、質問ですけれども、荒町地区の人たちはこども園のほうに行っているのですけれども、中央公民館に近いのになということのを時々話をしています。荒町町内会としてお願いしてみたらどうですかと私も言っていたのですけれども、先ほど投票所の数とか、場所はどうか分かりませんが、減らすのについては

やはり相当慎重にしないと、これまでずっと何年もやって、そこに行けるというその地域の人たちの思いがあるので、そのことについてはちょっと慎重にさせていただきたいと思います。

それから、点字投票とかもされる方も何人かはいるかと思いますが。また、車椅子で投票、記載台の前まで行く方もいらっしゃると思いますが、そういうときもやはり介護とか看護職の方は扱いに慣れているのかなと思いました。

期日前投票は、先ほど40.68%ということでした。人数にするとどのぐらいでしょうか。また、選挙公報がありますけれども、選挙公報は投票所に置くというのはあるようですけれども、各投票所に置いているでしょうか。選挙の候補者の顔とか公約がついた選挙公報が……前にインターネットで見たら会場に置いてありますよというふうに書いてありましたので、置いていただきたいと思います。

あと、手押し車で来る人とかもありますので、記載台を外に置いて、歩いていなくてもいいように、今バリアフリーをほとんどしてくださっているようなのですが、その辺のところもどうなっているかお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 選挙管理委員会事務局長、福島貴浩君。

〔選挙管理委員会事務局長 福島貴浩君登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（福島貴浩君） 江刺家議員のご質問にお答えします。

最初に、期日前投票の人数につきましてですけれども、令和4年7月10日に執行されました参議院議員通常選挙におきましては、期日前投票の投票者数は1,591名でございます。この期日前投票が占める割合でございますけれども、40.68%でございます。

それから、投票所に選挙公報を置いていたかどうかということにつきましては、そのように対応していると理解しております。

あと、代理投票の数ということでしょうか。代理投票につきましては、期日前投票のみではございますけれども、代理投票につきましては6人が代理投票を済ませたというふうに集計してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 投票所というのは本当に私も緊張しまして、今回の参議院選挙のときに書くのを間違ったりしました。やっぱり慣れているつもりでも、そこに行くと、見られているというか、その雰囲気、しーんとしているとかで本当に緊張するものです。ですから、気楽になって、ちょっと不正があっては困るのですけれども、なるべくあまり緊張しなくて投票できるようになればいいなと思います。

今年、ちょうど選挙期間中に、例えばしゃべれなくてもこういうふうに投票でき

ますよ、書けなくてもこういうふうに投票できますよとか、いろんな例が新聞に載ったことがあります。そういうことも事務に従事する皆さんにぜひ見ていただいて、本当に投票する人が行きやすいように、権利を行使しやすいように、職員の皆さんもいろいろ勉強といたしますか、気をつけていただきたいと思います。

それから、これはある役所の代理投票制度のお知らせという通知なのですが、それにはずっと大きな文字で、しかも全部に振り仮名がしてあります。やっぱり漢字とか読めない方もいますので、こういう代理投票などのお知らせ版については本当に分かりやすいようによろしく願いいたします。

これで最初の質問を終わって、次の質問に入らせていただきます。

○議長（松浦満雄君） はい。

○3番（江刺家静子君） 2つ目の質問です。特別障害者手当について質問いたします。

特別障害者手当というのがあります。これは、著しく重い障がいがあり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方に月2万7,300円が支給される制度で、在宅の方が対象です。所得制限がありますけれども、障害者手帳の有無が支給要件にはなっていないので、手帳がないからということで該当になりそうな方も申請していない方が結構たくさんいるのではないかと思います。要介護の4級、5級の方に支給される可能性があります。

また、特別障害者手当の制度は、政府でも言うておりますが、内容が知られておらず、周知が必要です。政府もこの制度が周知される重要性を認めております。役場職員の障がい者福祉の係の方、また介護保険の関係窓口やケアマネジャーの方にもこの制度について関心を持って取り組んでいただくようお願いしたいと思います。この手当の支給について、介護費用などがこれで少しでも助かるということになれば、本当にうれしいと思います。住民福祉の向上のためにもこの制度の適用漏れがないように関心を持って取り組んでいただきたいと思います。

1点目として、特別障害者とは著しく重度の障害、常時特別の介護を必要する人とあります。この手当の対象者数と実際の受給者数を伺います。対象者数が全て申請によって認められれば受給できますので、そのところは違うということです。

それから2つ目、この手当の支給の制度の趣旨について、町民の方に広報とかいろんな点で周知は行っていますか。

それから3点目、重い障がい、精神障がいの中には高度の認知障がいも含まれるとされています。また、要介護4や5で在宅介護の方は対象になる方が結構いるのではないかとされています。

この3点についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の特別障害者手当についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の特別障害者手当の対象者数と実際の受給者数についてのご質問にお答えいたします。特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に国が支給する手当でございます。その認定につきましては県が行い、支給決定するもので、町では申請書類を受け付け、県に進達しております。

対象者数につきましては、複数の障がいを併せ持っていることで重度の障がい有することや、1つの障がいでも極めて重度の状態であることが認められなければなりません。また、障がいの状況のほか、本人や配偶者、扶養義務者の所得制限もあります。以上の状況から、対象者数の捕捉は困難なものであります。

なお、令和元年度から現在までの申請は3件、認定は2件という状況であり、現在の受給者総数は14人という状況であります。

2点目の制度の趣旨についての周知のご質問でございますが、県や町ではホームページ内で特別障害者手当についてお知らせしております。これまで病院から申請を勧められて窓口にいらっしゃる方が多い状況となっております。

今後、保健医療福祉連絡会等で医療機関やケアマネジャーの方々へも周知をしていきたいと考えております。

3点目の高度の認知障がいや要介護4や5で在宅介護の方は対象になるのではとのご質問にお答えいたします。重い精神障がいの中に高度の認知障がいも含まれますが、先ほどご説明したとおり、要介護4や5の場合も障がいや所得など個別に審査をし、決定されるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。再質問いたします。

この制度を知らなければ申請もできないということです。要介護4と5の在宅者の人数は何人ぐらいでしょうか。そのうちの、先ほど14人というのは、その要介護に該当している方でしょうか、お伺いします。

それから、認知症の人も障害者手帳、さっき手当と言ったのですが、認知症の人も障害者手帳を取れるということになっています。これも町民に対して周知しているのでしょうか。

それから3つ目ですが、これ税務のほうなのですが、障害者手帳がなくても障害者控除の適用を受けられるということがあります。申告を受け付けるときに、例えばある程度の年齢の方がいたら、この方は自分でいろいろできますかとか、寝たき

りですとかといったときに、例えば障害者補助の適用とかに、親切に聞いていただいて適用させていただきたいなと思います。

先ほどの……ホームページもなかなか見て理解することも難しいですが、これはある新聞の……こういうふうな、こういう方は障害者手帳を取れますよとか、手当をもらえますよということで、点数制度になっています。これは、この新聞が特別につくったものではなくて、福祉のほうにこういう、例えば点数制で、タオルを絞ることができる、水を切れる程度に、または座ることができる、ずっと座っていることができるか、また立ち上がることができる、片足で立つことができるか、階段の上り下りができるか、この一つ一つが、階段の上り下りもできなければ2点、片足で立つことができなければ2点、一人で立ち上がることができなければ2点と、ひもを結ぶことができる、かぶりシャツを着ることができる、このようないろいろなもので10点になれば適用になるというようなこともあります。

先ほどの質問、3点についてよろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、工藤薫君。

〔健康福祉課総括課長 工藤 薫君登壇〕

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） ただいまの江刺家議員の再質問にお答えいたします。

1点目の要介護4、5の在宅者数のうち受給されている方でございます。要介護4、5の方は、14名のうち3名の方が受給されてございます。そのうち認知症というふうな診断を受けて受給されている方はございません。ですけれども、認知機能低下があると医師の意見があった方については、お二方というふうに分析してございます。

税務部分の申告の際というふうなお話でございますけれども、町のホームページに載せてございますガイドブックがございますので、議員の皆様も軽米町障がい福祉サービス等ガイドブック、様々な障がいを持つ方へのガイドブックになってございますので、御覧いただきたいと思っております。

税務のほうはお願いします。

○議長（松浦満雄君） 税務会計課会計管理者、日山一則君。

〔税務会計課会計管理者 日山一則君登壇〕

○税務会計課会計管理者（日山一則君） ただいまの江刺家議員のご質問でございますが、障害者控除の対象となるのはということでございますが、当然障害者手帳等の交付を受けている方、障がいの程度にもよりますが、1級、2級等であれば特別障がいあるいはそれ以下であれば普通障がいというような形で税額の控除を受けることが可能となっております。

ただ、手帳交付を受けない方におかれましても、その方が現状で引き続き6か月

以上にわたって身体の障がい等によって寝たきりの状態、複雑な介護を求められると、そういった場合等におきましては、手帳の交付がなくても障害者控除として認められる場合がございます。いろいろ障害者控除等につきましては細かい縛り等もございますが、その都度ご相談いただければ申告の際にそれに対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 質問したものの中で要介護4と5の在宅者数というのもお聞きしましたけれども、答えがなかったように思います。

また、障害者控除ですけれども、やっぱり申告する方が言わないと対象にならないということですので、そういう対象になりますよということを何か……申告受付のときにある程度の……95歳とかだったらお元気ですかとかと聞きながら、適用させていただければありがたいと思います。

また、町のホームページにこの特別障害者手当の制度について掲載されているということでしたが、私はちょっとこれは見ていませんでした。帰ったら見たいと思いますけれども、町のホームページを見られる人というのもなかなか、高齢者が多い軽米町としては見られない方が多いのではないかと思います。広報かるまいなどにシリーズで、こういう方は該当になる場合がありますというふうなことで、町民の方に知らせていただきたいと思っております。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、工藤薫君。

〔健康福祉課総括課長 工藤 薫君登壇〕

○健康福祉課総括課長（工藤 薫君） ただいまの要介護4、5の方の在宅者数でございますけれども、ただいま数字を持ち合わせてございませんので、後ほど特別委員会の席でお答えいたしたいと思っております。

特別障害者手当の認定につきましては、診断書を基に県が行い決定するものでございますが、障がいが2つ以上存在する者というふうなことが基本となっております。両目が見えない、その和が0.04以下の者、耳が聞こえない、100デシベル以上の者、両耳ですね、あとは容姿が著しい障がいを持っている者、指がないとか、あとは両下肢の機能に著しい障がいを有する、足関節を欠く者であるとか、様々ハードルが高いもので、医療機関のほうでまずそういう勧めをされて申請いただいているものがほとんどでございます。いずれそういう厳しい条件というふうな中で、こうだから申請できますよとかというふうなことが言えませんが、そういうふうな周知にとどまっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） この制度についてこういう制度がありますよということをホームページだけではなくて、例えば健康福祉課の何かお知らせみたいなものも広報お知らせ版と一緒に来たりしますので、何かの方法で、目に見える形で、割と簡単に相談できるように、全部4級、5級だから支給されるとかそういうことではないです。やっぱり申請されて、判定されて、いろんな条件のあることは私も知っています。でも、やっぱりこういう制度があるよということで、それで助かる人がありますので、周知についてはよろしくお願いいたします。

このことをお願いして、次、3つ目の質問に入りたいと思います。

○議長（松浦満雄君） はい。

○3番（江刺家静子君） 3点目の質問です。町独自の野菜価格安定基金、その制度を創設して、中小規模農家、また家族農家の支援についてということで質問いたします。

今年の8月3日に岩手県北部を襲った豪雨や、また8月には大変雨が多くて、農作物への影響拡大が心配されます。町内の瀬月内川も増水して、川沿いの田畑が浸水したところも見かけました。また、青森県では岩木川の水があふれて、泥と砂利がリンゴ園に流入して、袋かけをしたリンゴが泥だらけになっていました。23年前の雪谷川水害を思い出しました。被害に遭われた皆さんには心からお見舞い申し上げます。

昨年から米価の大幅下落ということで、軽米町でも支援金を出したりしましたが、またさらに今年は燃料や資材の高騰、そしてコロナ禍での農畜産物の不安定な需給状況が続いています。農業経営は、近年になく苦境を強いられているかと思います。

8月の臨時議会では、農業資材価格高騰等対策支援金が予算計上されました。そのことは評価したいと思います。給付も始まっているようです。申請方法も割と簡単だということで、喜ばれているようです。

今年は葉たばこを栽培している人で廃作をした方が30戸ほどあります。また、水田活用の直接支払交付金の削減がいきなりのように出されて、農家の皆さんは本当に混乱していると思います。農家の皆さんの生産意欲が低下したり、また耕作放棄地の増加が心配されます。ここ数年、私も見ていて、本当に日当たりがよくていい場所なのに耕作放棄地が広がっていることを実感します。このことがもしかしたら鳥獣被害の増加にもつながっているのではないかと思います。

3月の定例議会では同僚議員が耕作放棄地発生防止の支援についてなど質問しておりましたが、本当に人口減少などで大変な状況が近づいてきていると思います。

今、軽米町だけではなくて日本の食料自給率はカロリーベースで37%、これはどんな数字かといいますと、1993年の大凶作の年の米パニックに見舞われたそ

のときの数値も下回る異常事態ということが報道されております。日本は温暖、多雨、雨が多くて、農業生産には絶好の条件に恵まれている国なのに、今の異常な低自給率になったのは政府のやり方もあると思います。日米安保条約でアメリカの食料の傘の下に縛りつけられ、農産物の自由化がどんどん進められてきたからということではないでしょうか。

さらに、今現在コロナ禍とウクライナ情勢の下で食料の供給不安が心配されています。2028年までの「国連家族農業の10年」は、家族農業を守り発展させることを持続可能な社会づくりの取組として位置づけています。

今世界は、金さえ出せば何でも手に入る時代ではなくなってきています。食料自給率を高め、農家を応援する政策の一つとして野菜価格安定制度に町独自の支援を加えることを求めます。

お隣の九戸村では、主要作物の価格安定基金を創設して、国や県の制度にさらにプラスして、もう何年も前からピーマンとかいろんな野菜をその制度に入れているようです。軽米町でも、葉たばこ農家で、葉たばこの栽培をやめた方々がネギとかピーマンを栽培している方もいらっしゃるようです。農家を支援する、農業を続けていくためにも、あまり大きな金額ではないかもしれませんが、ぜひともこの基金の創設について要望し、質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の町独自の野菜価格安定基金を創設し、中小規模農家、家族農家支援についてのご質問にお答えいたします。

現在の青果物価格安定対策事業につきましては、昭和41年6月に野菜生産出荷安定法が制定され、一定地域での生産と出荷の近代化を計画的に推進するため、値下がりした場合に生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため県単独事業として策定され、岩手県農畜産物価格安定基金協会が事業主体となり生産者の経営安定に努めてまいりました。

事業の内容といたしましては、岩手県が30%、市町村が20%、農業団体が20%、生産者が30%を負担して基金を造成し、平均価格の90%を下回った場合に、その差額の80%を補給金として生産者へ支払われるものであります。

昨年度は、軽米町の生産者に対し、ピーマン、ネギ等8品目において補給金が交付されたところであります。

なお、本町の農家への支援策といたしましては、昨年度は大幅な米価下落に伴い主食用米生産緊急対策支援事業補助金を交付し、今年度は原油価格の高騰に伴い生産資材の値上がり、配合飼料の高止まりや肥料価格の高騰など農業経営に大きな影響があることから、緊急重点対策として農業資材価格高騰等対策支援金を創設し、

現在農家へ支援を行っております。

他市町村では、ニンジンなど4品目に限定し安定基金協会が補填したものに上乗せ補填する独自の制度を創設しておりますが、財源確保のため、さらに生産者等の負担金により基金を造成している事例もあると伺っております。

本町といたしましては、生産者のさらなる負担が生ずることから、現在の青果物価格安定対策事業を通じ、各関係機関と連携しながら農家の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。

水田活用の直接支払交付金、昨年の秋頃から軽米町議会でもその交付金のことについて国に意見書を出したところですが、牧草についてはもう4月から適用になっていて、牧草の種をまく年でないと経費がかからないというようなことを言っていたようです。ある方は、夫婦で農業をしていましたけれども、1人が亡くなって、一人ではもう農業ができないので牧草を植えた。牧草をまいたのですが、いきなりこの……今3年目ぐらいだと思うのですが、牧草まいて。もらった交付金で、一人ではできないので……田のくろの草刈りも、種をまかない年も草はとにかく刈らなければならない。自分ではできないので、お金を払ってやってもらっていたけれども、もう交付金が1万円しか来ない。前は100%その草刈りのために全部使ってしまったけれども、もう続けていけないなというようなことも聞きました。

今、地球温暖化で、私もよく知らなかったのですが、本当に外国から来るものが多い。牧草やデントコーンなど飼料作物、また堆肥までも外国から来るのだよということを聞いて、かさばる牧草が船で送られてくるのか、輸送のコストも物すごくかかると思うのです。やっぱり国内で生産するというのがどんなに大事かということが分かりました。

そのことで、軽米町は地球温暖化防止のための取組を力を入れてやっているわけですが、メガソーラーの会社からも寄附金なんかが入ってくるわけですね。その寄附金を財源として、この農家に対して、今水田活用の直接支払交付金が減った分について援助できないかということをお伺いします。

それから、収入保険というのがあります。さっきは野菜の価格安定基金を言いましたが、収入保険というのがあります。収入保険、軽米町で入っている方は何件ぐらいあるのでしょうか。これについても保険の掛け捨て部分ということについて2分の1補助をしているところもあります。再生エネルギーの寄附金は、農村などの活性化などにも使うというふうな、農山村振興、また環境保全のために使う

というふうな目的になっております。これについてもその再エネの寄附金を活用することができるのではないかと思います、町長の考えをお伺いします。

また、水田活用の直接支払交付金、全国で結構意見書を国に出して上げていると思うのですが、その後何か変化があったかお伺いします。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいま江刺家議員おっしゃるとおり、今農家は大変な円安、それから燃料高騰等コストアップで大変でございます。おっしゃるとおり、やはり自給飼料を向上させていく、それから軽米町では飼料米等も古くから取り組んでおりますし、いろんな形で自給、町内でいろんな形で循環できるようないいシステムをやはり早期に構築しながらコストダウン、それからまた農家支援、そしてまた総合的な対応等をやっていかなければならないというふうに思っております。今後ともそういったことにも力を入れながら、様々財源確保しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） 収入保険について。

○議長（松浦満雄君） はい、失礼しました。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど水田活用の直接支払交付金の件でございましたけれども、各農業団体等が交付金の見直しについて要望しているところでございます。

また、その後の経過ということですがけれども、国の明確な回答は得ておりませんが、そういった団体等も要望している段階でございますので、町独自の支援というものについてはその辺の経過等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

また、農業共済の収入保険の加入状況ということですがけれども、県内でも保険に対して2分の1補助しているという……県内の自治体でも6つか7つぐらいの市町村で補助している市町村もあると伺っております。ただ、これにつきましては青色申告をしている農業者に対して、いずれ収入保険でございますので、青色申告をした農業者に対してそういった独自の制度を設けているというような自治体もあると伺っております。この二戸の管内ではまだそういった支援をしている自治体はないというように伺っております。

その保険の加入状況でございますけれども、令和3年度で42件の方がこの共済保険に加入しているという状況のようでございます。町の農家、農業者の戸数といいますと、2020年現在ですけれども、917件の農家がございます。そのうち販売農家が636戸というような状況でございます。いずれ加入状況につきましては、令和3年度で42件の農家が加入しているということで、他の自治体と同様な独自の支援策ということでございますけれども、今年度は先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、運輸業の方、あと資材高騰のための支援を現在行っておりますけれども、そこに重点を置いて今支援しているというところでございます。今後につきましては、様々な関係機関と連携を図りながら情報収集して検討はしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

軽米町では再生エネルギーの会社から寄附金をもらって、その目的が環境保全、また農山村振興のために使うというふうになっていきますので、こういうことにも使っていただきたいと思っております。収入保険にぜひとも適用していただけるようお願いいたします。

最後に、転作作物としての小麦とか大豆の……私、農業のことあまりよく分からなくてしゃべっているのであれですけれども、小麦を栽培して給食のパンは地元の小麦を使ってというふうなことができればいいなと思っております。今いろんな有害な農薬を使った小麦なんかもあると聞いておりますので、地元の小麦を使った、また地元の大豆を使った豆腐、地元の豆腐屋が作っている豆腐はとてもおいしいのですけれども、そこにばっちりアメリカ産の大豆使用と書いてあるので、できれば軽米の大豆を使ってほしいなと思っております。地元のものを活用するように取り組んでいただけたらと思っております。

それから、今やっている農業資材価格高騰等対策支援金なのですが、説明書、広報お知らせ版で見ましたら、これこれが必要ですよということで、問合せ先は産業振興課だったのですが、どこに出せばいいかというのは書いていなかったです。それで、産業振興課と、できれば支所も受付をしていただければいいなと思っておりますが、支所も受け付けするようになっていきますでしょうか。そのことをお伺いします。

軽米町の総合発展計画に、町の基幹産業は農業であり、人口減少、高齢化が進む中、町の社会経済の活力向上に向けては地域産業の振興が求められます。将来的な町の存続や地域活性化を見据えると、新たな産業振興の展開が移行への大きな転換

期であると言えます。雑穀やブロイラー、黒毛和種など農産物を生かした地域ブランド、軽米ブランドや観光産業を取り入れた農業振興を進めることが求められますと書いてあります。本当に耕作放棄地になった畑を見ると、人口減少、高齢化、誰かにこれ貸すってなかなか借りる人もないだろうなと思いながら、本当にこれは大きな課題だと思います。ぜひともこの総合発展計画に基づいた人口減少、高齢化が進む中ではありますけれども、取組についてよろしく願います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの質問についてお答えいたします。

農業資材価格等対策支援金の件でございますけれども、産業振興課で出している資料はこちらのピンクの資料になってございます。下のほうに提出先も産業振興課、問合せ先も産業振興課ということで、販売金額が分かる、資料的な内容についてはあまり複雑でないようにしてございますけれども、ただ基本となるのは販売金額が分かる部分ということで、書類審査等も若干はあるものですから、今現在は支所への提出ということは想定していない、役場のほうへということでやってございますけれども、担当等に確認して、その辺の書類の審査の内容等を各支所においても説明して対応できるようであれば、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） それでは、以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、9月15日午前10時からこの場で開きます。
本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時33分）